
第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

大阪湾フェニックス(尼崎沖処分場)



大阪湾フェニックス（尼崎沖処分場）

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第1節 食品の安全性の確保

1 輸入食品監視体制の充実・強化

我が国の食料消費に占める輸入食品の割合は年々増加し,国民に供給される食料の自給率はカロリーベースで46%に低下している。このような状況の下で,輸入食品の安全性を確保するため,検疫所において監視指導に従事する食品衛生監視員を平成3年度に44人増員したのに続き,平成4年度も22人増員するとともに,横浜検疫所に加え,神戸検疫所にも輸入食品・検疫検査センターを設置するなど,監視体制の充実に努めている。

食品衛生監視員の増量

食品衛生監視員の増員			
	(単位：人)		
	平成2年度	平成3年度	平成4年度
食品衛生監視員数	99	143	165
対前年度増	10	44	22

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第1節 食品の安全性の確保

2 規格基準等の整備の促進

近年,農産物輸入の増大,農産物に使用される農薬の種類が増加等により,収穫後(ポスト・ハーベスト)に使用される農薬を含め,食品に残留する農薬について基準の整備を進めることが強く求められている。

このため,平成3年9月から平成4年10月まで5回にわたり合計85品目の農薬に係る農産物の残留農薬基準の設定につき,順次食品衛生調査会に諮問し,これまでに答申を得た69農薬のうち34農薬の残留基準については,既に食品衛生法に基づく告示を行った(平成4年10月現在)。

なお,残留農薬基準は,仮に基準値の上限までその農薬が残留した食品を摂取したとしても,その農薬の摂取量が,科学的に定められた一日許容摂取量(ADI)を超えないように設定されており,その農薬を生涯摂取し続けても安全性に問題がないよう十分配慮されている。

また,食品添加物については,食品衛生調査会における,安全性,有用性,必要性についての科学的検討を踏まえ,厚生大臣が指定したもののみ使用が認められており,現在,350品目が指定されている。さらに,既指定の添加物については,科学技術の進歩に応じた安全性の再評価等を実施している。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第1節 食品の安全性の確保

3 食鳥肉の安全性の確保

食鳥肉については,食鳥処理時における衛生的取扱いの確保及び疾病にり患した食鳥の排除を目的とした「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき,平成4年4月から,原則として食鳥検査員による1羽ごとの疾病検査が義務づけられた。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第2節 生活環境の向上

1 環境衛生関係営業の振興等

飲食店,理髪店,美容院,クリーニング業等の環境衛生関係営業(平成3年度末現在約247万施設)は,国民生活に身近なところで貢献しているが,その大部分が中小零細企業であるため経営が不安定となり,また,衛生水準の維持向上等が順調に進まない傾向がある。このため,各業種ごとに振興指針・振興計画を策定し,環境衛生金融公庫によって長期かつ低利の融資を行うとともに,中央及び各都道府県に設置された環境衛生営業指導センターが経営指導,相談を行い,公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に努めている。

また,エステティックサービスについては,これに関する調査研究,業務の適正化等により,公衆衛生の向上及び消費者利益の保護に寄与することを目的として,平成4年5月に(財)日本エステティック研究財団が設立されたところであり,同財団への指導等を通じ,その健全な発展に努めていくこととしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第2節 生活環境の向上

2 居住環境等の向上

店舗や事務所などの多くの人々が利用する一定規模以上の建築物については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、空気環境の調整、給排水の管理や清掃等に関する「建築物環境衛生管理基準」を定め、衛生的環境を確保している。さらに、厚生省としては、超高層ビルや気密性の高い省エネビルなどの新しい形態のビルをはじめ、最近の建築物環境衛生をとりまく状況の変化に対応するため必要な検討を行っている。

また、プールの衛生管理に関する技術の進歩、健康増進・リハビリへの活用などの利用形態の変化といったプールをとりまく環境の変化に対応していくため、平成2年度にプール基準検討会を設け、新しいプール基準を検討してきたが、平成4年4月に同検討会より報告を受け、濁度に関する水質基準の強化や、腰洗い槽など他で代用できる設備の設置義務の削除など「遊泳用プールの衛生基準」の見直しを行った。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第2節 生活環境の向上

3 化学物資・家庭用品の安全確保

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき,新規化学物質について,事前届出を義務づけるとともに,難分解性で,かつ人の健康を損なうおそれのある化学物質について,その製造・輸入及び使用につき所要の規制を行ってきた。

また,世界中で大量に使用されているにもかかわらず,安全性に関する情報がない既存化学物質について,現在OECDにおいて,加盟各国が分担して安全性点検を行うプロジェクトを推進しており,我が国が分担している33物質についての安全性点検を,平成3年度から3年計画で実施している。

さらに,「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,家庭用品に含まれる有害物質を指定して,それぞれの有害物質の含有量等についての規制基準を設け,この基準に適合しない家庭用品の販売の禁止等の規制を行っている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第3節 いつでもどこでも安全でおいしい水の供給

水道の給水量はこの10年間で約1.2倍に増加した。人口の増加,生活水準の向上等を考えると,水需要は,今後も引き続き増加することが予想され,水道の役割は一層重要性を高めている。

厚生省では,平成3年6月に取りまとめられた「21世紀に向けた水道整備の長期目標」(通称「ふれっしゅ水道計画」)に基づき,「高水準の水道」の構築を目指して水道施設の整備に努めている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第3節 いつでもどこでも安全でおいしい水の供給

1 すべての国民が利用可能な水道

水道は高普及時代を迎え、給水人口は平成3年度で総人口の94.9%に当たる。しかし、現在においても農山漁村部を中心に水道が利用できない地域も残されており、厚生省では、こうした地域を解消するために簡易水道施設を整備し、これに上水道施設の整備も加え、全国の水道普及率99%の達成を目指している。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第3節 いつでもどこでも安全でおいしい水の供給

2 安定性の高い水道

(1) 水道水源の開発

我が国は、河川の流況が悪化すると取水制限される不安定取水が全国の水道水源の約18%を占めており、渇水の影響を受けやすい。

厚生省では、従来からダム等による水源の開発を進めているが、ダム建設が困難な地域についても、平成4年度から海水淡水化施設の整備を国庫補助の対象とし、その整備促進を図っている。

(2) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

水道事業の使命である常時安定的給水を確保するため、震災や突発事故に備えて、緊急連絡管を整備し、さらに、浄水場、配水池、主要な管路等の基幹施設の耐震化も進め、水道システム全体としての安定性を高めることが必要である。また、現在全国の管路の総延長は約50万kmに及ぶが、この14%に当たる約7万kmの管路が老朽化し更新が急がれている。

(3) 緊急時給水拠点の確保

災害に備えた応急救急体制として、給水拠点の機能を確保する必要があり、現在、配水池の容量を1日最大給水量の12時間分程度まで増設することを目標に整備を進め、併せて緊急用貯水槽の設置を推進している。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第3節 いつでもどこでも安全でおいしい水の供給

3 安全でおいしい水の供給

(1) 高度浄水施設の整備

都市化の進展等により水道水源の汚濁が進み、全国で2,000万人を超える人々が異臭味の影響を受けている。厚生省では、かび臭物質の除去に効果がある高度浄水処理施設の整備を進め、おいしい水の供給に努めている。また、平成4年5月には、千葉県松戸市に膜分離技術を用いた次世代の浄水技術の開発研究(MAC21計画)を行う実験施設が完成した。

☆MAC21計画(膜利用型水道浄水システム開発研究)

水道における浄水処理の基本は固液分離のプロセスであり、沈殿及び砂ろ過が長い間使用されている。最近では、良質の水源を確保しにくくなっていること、浄水場用地の取得難、技術者確保の困難さ等からコンパクトで確実な処理が行える浄水処理技術の開発が必要となっている。

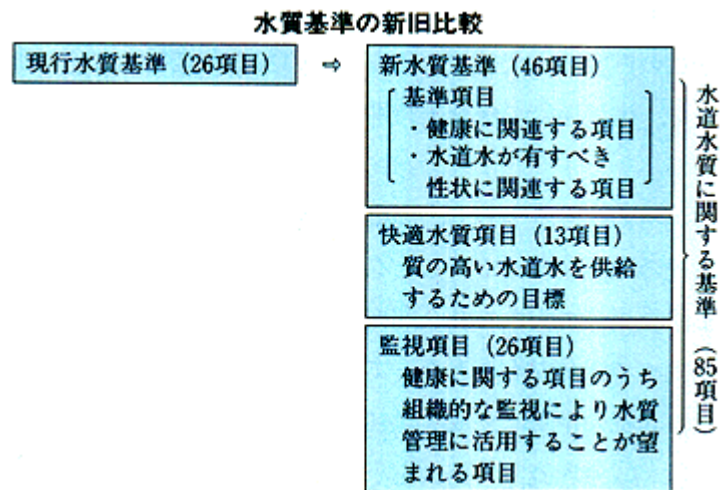
このような状況を受けて、官民の共同研究として、新しい素材としての『膜』を用いた浄水方式の実用化を目指した開発研究(Membrane Aqua Centuri 21 略称MAC21)を平成3年度から開始した。

本浄水方式の特徴としては、1)装置がコンパクト(用地が少なくすむ)2)汚濁発生量が少なくなる可能性が高い3)自動化が容易4)膜の排除限界以上の濁質を完全に除去でき、処理が確実であるという点が挙げられる。特に、3)、4)は技術者確保が困難な小規模な水道にとって大きな利点となる。

(2) 水道水質に関する基準

近年、各種の化学物質の利用の拡大に伴い、これらの物質が微量ながら河川等で検出されるようになってきている。一方、水道水に対する国民のニーズは多様化し、より質の高い水道水の供給が求められている。このような状況に対処するため、厚生省では、平成4年12月に水質基準を全面的に見直し、「基準項目」の拡充強化を図ったほか、新たに「快適水質項目」と「監視項目」を設けるなど、水質新時代に対応した水質管理体制の整備に積極的に取り組んでいる。

水質基準の新旧比較



(3) 直結給水対象の拡大

高層建築物の屋上等に配置されている受水槽は、管理のわずらわしさから衛生問題を生じる場合があるため、厚生省では、配水圧力の増加により、中層建築物への直結給水を進めているところであるが、さらに10階まで直結給水が行えるような技術の開発を行うこととしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

1 廃棄物処理の状況

一般廃棄物の総排出量は,昭和60年度以降毎年増加しており,平成2年度は約5,044万トンとなっている。産業廃棄物の総排出量は,昭和60年度に約3億1,200万トンであり,平成2年度には,推定で約3億6,000万トンに達するものと見込まれている。また,消費や生産の多様化により,廃棄物の内容も,大型ごみや有害性のある廃棄物など,処理が困難であったり,生活環境の保全上特別な配慮を要求されるものが増えている。

廃棄物が増え続ける一方で,廃棄物処理施設の整備は,用地の確保難や周辺住民の理解が得にくいことなどにより次第に困難になり,産業廃棄物の不法投棄等の大きな社会問題が発生するなど,廃棄物をとりまく状況は,極めて深刻なものとなっている。

こうした状況の中で,平成3年10月に1)減量化・再生の推進,2)適正処理の確保,3)処理施設の整備を三つの柱として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の抜本的な改正が行われ,今日の廃棄物問題に適切に対処するための法制度上の枠組みが設けられた(平成4年7月施行)。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

2 ごみの減量化・再生の推進

紙ごみ・空びん等の再資源化されるごみの回収量は、年々増加しているが、資源ごみの分別収集を行っている市町村数は、平成3年6月現在1,432市町村、全市町村の44.2%となっている。また、集団回収も含め、中間処理等により資源化、再生利用されている一般廃棄物の総排出量に占める割合は平成2年度において5.2%となっている。

☆ごみ減量化推進国民会議

産業の高度化や生活様式の多様化、さらには消費意識の変化等により、ごみの排出量は、近年、増大を続けている。一方、その受け皿となるべきごみ処理施設等の整備は用地難等から極めて困難な状況にあり、ごみ問題は深刻な社会問題となっている。

このような状況の中、平成4年9月、ごみの減量化・再生利用を国民、事業者及び行政が一体となって推進するための組織として、ごみ減量化推進国民会議(以下、国民会議という。)が設立された。

国民会議においては、パンフレットの作成、キャンペーンの実施等による普及啓発活動、内外のごみ問題についての先進事例の調査、課題別に具体策を検討するための分科会の設置等ごみの減量化・再生利用の推進のための各種事業を行うこととしている。

また、平成4年9月25日には国民会議、厚生省、岡山県、岡山市の主催により、第1回ごみ減量化推進全国大会が岡山市において開催された。大会においてはごみの減量化・再生利用に功労のあった方々に対しての厚生大臣表彰を行うとともに、「ごみ減量化・再生利用の推進について―国民・事業者・行政の役割分担を考える―」をテーマにしたシンポジウム等が行われ、2,000人の参加を得た。

ごみの減量化・再生利用を地域ぐるみで推進するため、厚生省においては、平成4年度、市町村が実施する分別収集等の事業を推進するための補助制度を創設するとともに、ごみの資源化、不用品の補修及び再生品の展示を併せて行う施設(リサイクルプラザ)に加えて、缶、びん等を選別して再生を行う施設(リサイクルセンター)の整備について助成を行うこととした。

また、厚生省の生活環境審議会廃棄物減量化・再利用専門委員会により、平成4年5月にごみ減量化・再生利用対策の推進について報告書がまとめられた。同委員会は、この中で、平成12年度のごみの排出量を約6,842万トン(平成2年度の32.4%増)と予測した上で、紙ごみの発生源での再生利用、過剰包装の抑制、使い捨て容器の使用抑制等を重点的に進めることにより、ごみの減量化を推進する必要性を強調している。また、この中で、我が国の処理事業には、相当のコストを要しているという現状からも、ごみの排出量を社会経済的に合理的な水準に抑制するためには、これらのコストに関する意識を徹底させるとともに、適切な処理コストの負担を求めていくことが望ましいとしている(廃棄物処理事業に要する経費は、平成2年度において、1兆3,852億円、国民1人当たり、11,213円に達している。)。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

3 適正処理の確保

減量化,再生利用対策を講じても,なお残る廃棄物については,生活環境上支障が生じないように処理されなければならない,処理事業や処理施設の一層の質的向上等を進めることにより,社会的に信頼される廃棄物処理を行っていくことが求められている。

厚生省は,平成4年7月に改正廃棄物処理法を施行し,病院等から生じる感染性廃棄物や,水銀,アスベスト等の有害物質を含有した廃棄物等を特別管理廃棄物として指定し,その管理の強化を行った。特に,特別管理産業廃棄物について,管理票(マニフェスト)制度を導入して,事業者に対し廃棄物の運搬から処分までの流れを管理票で管理,確認することを義務づけた。

さらに,同法の施行に伴い,廃棄物の保管に対する規制,野焼きの禁止等を内容とする処理基準の強化や,産業廃棄物の処理を事業者が他人に委託する場合の基準の強化,産業廃棄物処理施設に対する規制の強化等が併せて行われた。

また,適正な廃棄物処理を行うためには,社会の静脈部分を担う廃棄物関連ビジネスを健全に育成していく必要があることから,厚生省の「廃棄物関連ビジネスの育成に関する検討会」は,平成4年7月に廃棄物関連ビジネスの振興方策に関する報告書をまとめた。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

4 処理施設の整備

平成3年11月に策定された第7次廃棄物処理施設整備5か年計画では、投資規模を前計画の約1.5倍に当たる総額2兆8,300億円と予定し、廃棄物処理施設の整備を積極的に進めていくこととしている。

しかし、今後、廃棄物処理施設確保の問題は、一層深刻化するものと予想され、特に、産業廃棄物については、周辺住民の理解を得にくいことや産業廃棄物処理業者の信用力、資本力の不足等から、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置が極めて困難となっている。

こうした状況の中で、改正廃棄物処理法において、廃棄物処理センターの指定制度が設けられ、平成5年1月には第1号の指定が行われた。

さらに、施設整備を進めるため、平成4年5月に「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が成立した(平成4年9月施行)。同法は、産業廃棄物の処理施設や共同利用施設等から成る一群の施設(特定施設)の整備を、財政上、税制上の優遇措置や、周辺地域の公共施設の整備等を通じて支援するための制度的仕組みを提供するものである。この法律に基づき平成4年12月には、債務保証や起業化助成等の事業振興措置を実施する(財)産業廃棄物処理事業振興財団が設立された。

今後はこれらの制度によって産業廃棄物処理施設の整備が促進されることが期待されている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

5 廃棄物の国内処理原則と廃棄物輸出入の適正な管理

近年,廃棄物処理施設の不足等を背景として,廃棄物を輸出したいという事例が増加しているほか,廃棄物の輸入に関する事例も見られるようになってきており,我が国における廃棄物の適正な処理を確保するため,廃棄物の輸出入に関する規制が必要になってきている。一方,国際的にも,地球環境問題への関心の高まりとともに,「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に加入することが強く求められている。

このような状況を踏まえ,平成4年12月,「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し,廃棄物全般について,廃棄物はできる限り国内で処理するという国内処理の原則が明記されるとともに,厚生大臣の輸出の確認,輸入の許可制度が導入された。また,バーゼル条約に加入するための国内法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(環境庁・厚生省・通商産業省共管)も併せて成立した。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

6 フェニックス計画の推進

最終処分場の設置が困難となっている大都市圏のうち,近畿圏では,「大阪湾圏域広域処理場整備事業(いわゆる「大阪湾フェニックス計画」)」が進められており,大阪湾の埋立処分場で2府4県からの廃棄物の受入れが開始されている。首都圏でも,昭和62年に厚生省,運輸省によりとりまとめられた「東京湾フェニックス計画」の基本構想等に基づき,現在,関係地方公共団体等において廃棄物の広域処理が検討されている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第6章 安全で快適な生活環境の整備

第4節 廃棄物の適正処理

7 合併処理浄化槽

台所,風呂等からの生活雑排水をし尿と併せて処理できる合併処理浄化槽は,単独処理浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)に比べ,処理性能もよく,また,手軽に設置できることから,公共用水域の水質汚濁防止の有効な手段として大きく期待されている。

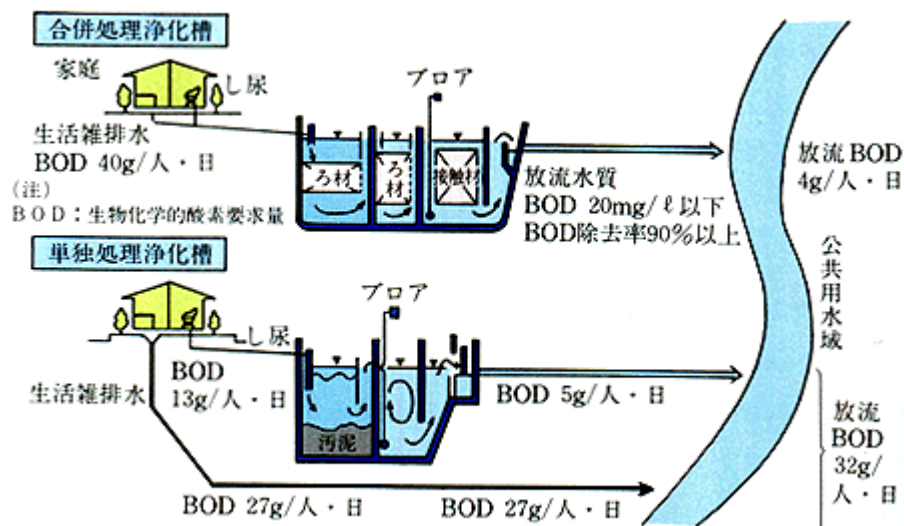
水洗化人口(平成2年度)

水洗化人口（平成 2 年度） (単位：千人)				
総 人 口	水 洗 化 人 口			
	浄 化 槽	合併処理	下 水 道	合 計
123,529 (100.0 %)	33,594 (27.2%)	7,983 (6.5%)	47,802 (38.7%)	81,396 (65.9%)

厚生省では,生活排水対策の柱の一つとして合併処理浄化槽の整備を進めており,平成4年度においても,引き続き,合併処理浄化槽の設置者に対する市町村の助成事業(合併処理浄化槽設置整備事業)に対して補助を行っている。また,合併処理浄化槽の本格的な普及等を背景に,生活環境審議会浄化槽専門委員会において今後の浄化槽行政のあり方についての検討が行われている。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



資料：厚生省水道環境部調べ